

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会
「会則」

【名称】

1. 本会は「山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（Yamanashi Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team 通称：山梨JRAT）」と称する。

【事務局】

2. 本会の事務局は、笛吹市に置く。
2) 事務局は、参加団体内で持ち回りをすることができる。

【活動目的】

3. 本会は平時から参加団体相互が連携し、山梨県において地域住民と共に災害に立ち向かえるように災害リハビリテーション支援チームを発足させ、大規模災害発生時には災害弱者、被災障害者、あるいは被災高齢者などの生活不活発病への予防に対する適切な対応を可能とすることで県民が災害を乗り越え、自立生活を再建、復興を目指していけるように、安心、安全且つ、良質なリハビリテーション支援を受けられる制度や体制の確立を促進することを目的とする。

【活動内容】

4. 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化
 - (2) Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team（通称 JRAT）及び地域 JRAT との連携
 - (3) 災害リハビリテーションに関する教育・啓発のための研修および広報
 - (4) 災害支援必要機材の準備
 - (5) 他の災害救助チームとの連携
 - (6) 発災時、組織的かつ直接的な災害リハビリテーション支援
 - (7) その他、目的を達成することに関連した活動

【会員の要件】

5. 会員は、以下のとおりとする。
 - 2) 理念と目的に賛同し、団体（職能団体など）の合議に基づいて参加意思を表明する団体

【入会】

6. 入会を希望する団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。
 - 2) 運営委員会は、入会の意思を確認し、合議の上で入会を承認する。
 - 3) 入会を希望する団体は、別に定める会費を納入する。

【会費】

7. 年会費は、以下の通りとする。
 - 2) 会員は、その組織規模によって決められた年会費を納入する。

【退会および除名】

8. 会員は、事務局に退会の意思を届け出ることによって退会することができる。
9. 本会の理念と目的に背き、また、社会的倫理に反する行為があった場合、運営委員会の合議をもって除名することができる。

【役員及び組織】

10. 本会は、活動を円滑に運営するために、必要な役員や組織を置くことができる。
 - (1) 本会は、役員として会員から選出する代表（1名）、副代表（1名）、事務局長（1名）、幹事（1名）の役員を置くことができる。
 - ① 代表は、本会を代表して会務を行う。
 - ② 副代表は、代表を補佐するとともに、必要に応じて代表代行を務める。
 - ③ 事務局長は、事務局運営を統括し、事務局を代表する。
 - ④ 幹事は、運営委員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- (2) 本会は、会の活動（企画運営）を実行するために委員会を設置し、担当ごとに事業の推進を図ることができる。

【運営委員会】

11. 本会は、運営の議決機関として運営委員会を置く。本会の運営は、運営委員会で議決する。
- (1) 運営委員会は、会員代表者（各団体から3名ずつを選出）及び会員から選出された幹事1名で構成し、主として本会の事業および予算の決定、その他の提案審議事項について議決・決定する。
 - ① 定例運営委員会は、年1回以上開催し、代表が招集する。
 - ② 臨時運営委員会は、会員の2分の1の開催要望または代表が必要と認めたときに、その日から60日以内に招集する。
 - ③ 運営委員会の議事運営は、別に運営委員会議事細則による。
 - ④ 代表が必要と認めたときには、審議事項によってはメーリングリスト（ML）等の手段を用いて議決することができる。この場合の議決は、運営委員会議事細則と同様に取り扱うこととする。
 - (2) 運営委員会は、各団体の会員代表者1名以上の出席をもって、成立する。
 - (3) 運営委員会は合議により、必要に応じてオブザーバー参加を認めることができる。
 - (4) 運営委員会は、以下の事項について議決・決定する。
 - ① 事業報告および事業計画
 - ② 決算および予算案
 - ③ 役員の選任および承認
 - ④ 会則の改正
 - ⑤ その他、会の運営に必要な事項

【委員会の事業遂行等】

12. 本会に、委員会を置く。本会の事業は、委員会で企画・実行する。
- (1) 委員会は、会員の中から推薦された者で構成し、運営委員会の承認を経て事業を企画・運営する。
 - (2) 委員会は、メンバーの3分の1以上の出席をもって、成立する。
 - (3) 委員会は、必要と認めたときは委員会構成員以外の出席を依頼することができる。
 - (4) 委員会は、以下の事項を行う。
 - ① 本会の事業の企画立案・実施
 - ② その他、本会の事業の企画立案・実施に必要な事項

【予算管理】

13. 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2) 収入は、年会費およびその他の雑収入をもって充当する。
 - 3) 支出は、本会の事業に必要と認められるものについて、予算の範囲で支出する。

【解散】

14. 本会は、以下の事態に対して運営委員会の合意をもって解散することができる。
- (1) 本会の目的が達成されたと運営委員会で認められ、合意が得られたとき
 - (2) 会員から解散の提案を受けて、運営委員会で合意が得られたとき
 - (3) その他、解散すべき事由が発生し、運営委員会で合議されたとき
 - 2) 解散の合意が得られたとき、財務処理については代表が責任をもって行い、速やかに臨時運営委員会を招集して財務処理の報告の承認を得て、解散となる。

【その他】

15. 本会則は、運営委員会の合議をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

【附則】

本会則は、2017年3月6日に運営委員会で承認され、同日より施行する。

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

「細則」

【運営委員会議事細則】

1. 運営委員会の議事進行（議長）は、代表が指名することができる。
2. 運営委員会の参加は、会員の団体を代表する3名のうち必ず1名以上を含むものとする。
 - 2) 代表する3名すべてが出席できない場合、会員の長から委任された者が出席することができる。ただし、原則は当該団体の構成員とする。
3. 運営委員会での議決権は、出席者の人数にかかわらず各団体それぞれ1議決権とする。
 - 2) 会員の構成員のいずれもが議決権を行使できない場合、当該団体の長から委任されたものが議決権を行使することができる。
4. 運営委員会の議決は、総意の合意を持って決することを原則とする。総意の合意が得られない場合は、会員の3分の2の合意で決することができる。なお、合意できない会員にあっては、当該議決案件のみ行動に参加しないなどを選択することができる。

【細則】

1. 事務局分掌

- (1) 入退会に関すること（名簿管理など）
- (2) 財務管理に関すること
- (3) 情報連絡に関すること（ML管理など）
- (4) 会議開催（運営委員会、運営会議）に関すること
- (5) 文書收受、対外問い合わせに関すること
- (6) その他、事務的処理に関すること

2. 委員会分掌

(1) 広報委員会

- ① 本会の広報および啓発に関すること
- ② HP構築及び維持・管理に関すること
- ③ メディア記事などの情報収集に関すること
- ④ 本会の広報啓発の戦略提言に関すること
- ⑤ 会員相互および県民に向けた災害リハビリテーション支援の理解促進に関すること
- ⑥ その他、必要な事項に関すること

(2) 研修企画委員会

- ① 災害リハビリテーションコーディネーター、災害リハビリテーション支援チーム等の研修に関すること
- ② 災害リハビリテーションに関わるマニュアルの作成に関すること
- ③ JRAT組織としての災害時のシミュレーショントレーニングに関すること
- ④ その他、必要な事項に関すること

3. 旅費・謝金等細則

(1) 旅費規程

2) 支給金額（実費）の算出に当たっては、最短経路・最安値を基本として、所要時間短縮のために特急などを利用することは支出するが、特別車両（グリーン車券）などは支出できない。

- ① 運営委員会で認めた者については、運営委員会に参加する旅費を本会から実費を支給できる。その他の会員などの参加には、旅費は支出しない。
- ② シンポジウム、研修などの企画に招聘する講師などについては、原則として所属または自宅から会場までの公共交通機関の実費と必要により宿泊費の実費を支給する。

(2) 謝金規定

- ① 講師、演者などの謝金については、そのつど委員会で相応額を決定する。

② 本会関係者には、謝金の支出はしない。

(3) その他

① その他、運営委員会の承認を経て、必要に応じた項目で支出することができる

6. その他

1) 本「細則」は、運営委員会の了承をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

【附則】

本「細則」は、2017年3月6日に運営委員会で承認され、施行する。